

告 示

埼玉県告示第五百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年七月十四日

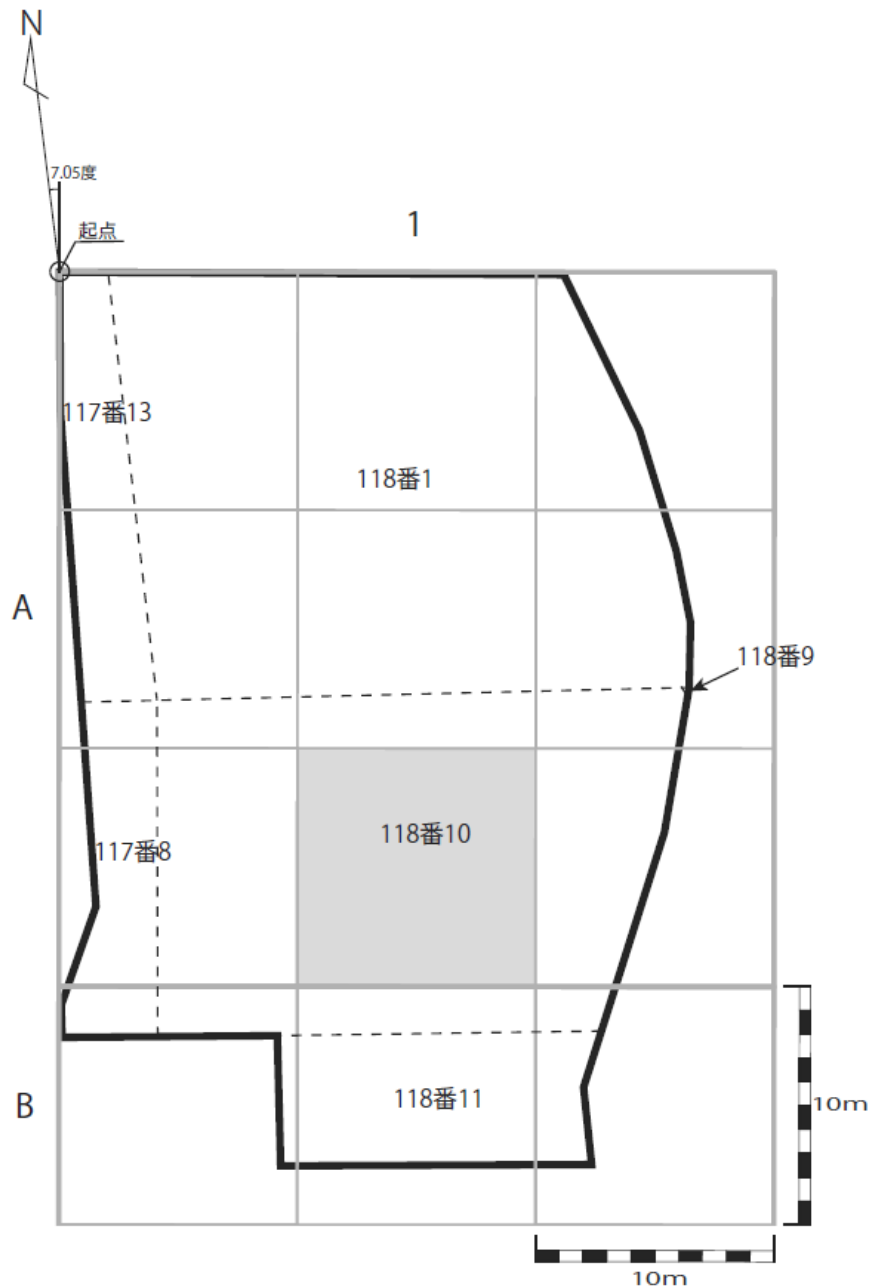
埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県飯能市大字岩渕字前ヶ貫百十八番十の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

別図



起点

起点は埼玉県飯能市大字岩淵字前ヶ貫
117番13の最北端とする

格子の回転角度 7.05度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向
及び南北方向に引いた線並びにこれらと
平行して10m間隔で引いた線により構成
されている格子を、支点を中心として右回
りに回転させた角度を示す。

凡例

形質変更時要届出区域

敷地境界

地番境界